

第百九十四話 無条件降伏論争

日本は無条件降伏したのか？今なお、巷間、日本は無条件降伏したと信じられている。教科書等でもそのように記述されている。1978(S53)年、文芸評論家江藤淳氏と本多秋五氏の間で『無条件降伏論争』が行われた。政府は、2009(H19)年、衆議院質問答弁書で「無条件降伏の定義について一概に述べるのが困難であるということもあり、・・様々な見解があると承知している。」と答弁している。どう考えるべきだろうか？

1 連合国の枢軸国戦後処理方針

米ルーズベルト大統領は、南北戦争の戦後処理を参考に、枢軸国に対して、カサブランカ会談(1943/1/26)及びカイロ宣言(1943/11/27)を経て、無条件降伏を宣明した。日本が受諾したポツダム宣言(1945/7/26)では、「全日本軍隊の無条件降伏」との表現に緩和されている。ル大統領の死亡、日本軍の頑強な抵抗、独に対する無条件降伏要求が戦いの激化・長期化につながったこと等が影響を及ぼした。

日本は、ポツダム宣言を受諾し、9月2日東京湾の米戦艦ミズーリ号甲板上で降伏文書に調印した。

2 無条件降伏論争(1978(S53)年)

江藤氏は、ポツダム宣言にある条件を受諾しての降伏であるから無条件降伏ではなく、無条件降伏したのは日本軍隊であり、日本国ではなかったと主張した。本多氏は、カイロ宣言にあった日本国の無条件降伏はポツダム宣言にも通底しているとした。国際法学者高野東大教授は、「独と異なり政府の存続が認められたのが日本の降伏であるとした上で、無条件降伏ではない」という点では江藤が正しいと指摘した。

渡辺昇一氏やケントギルバート氏も、無条件降伏ではないと論じている。

『ポツダム宣言第五項は、我等の条件は左の如しとして、第六項以下の条件を明示し、無条件降伏なる語彙が用いられたのは、第十三項で「全日本国軍隊の無条件降伏」とされている。』

3 当時の認識等

マッカーサーは、日本の降伏は無条件降伏であると認識していた。

一方、当時の米國務省(の覚書で)は、国際条約の体裁を有した有条件降伏文書であると認識していた。

一方、日本では、無条件降伏であるとの言が大勢(吉田首相(S24)、条約局長(S26)、外務大臣(S46)、各種裁判(S28)等)であった。これを想うに日本人は無条件降伏をしたのだと思い込まされてきたのだと思える。

4 色々な見解等

- (1) 日本軍に関しては無条件降伏であることに異論はないようだが、日本国については、無条件降伏ではなかったとする説、条件付きの無条件降伏説、無条件の降伏説がある。
- (2) 降伏文書では、国体護持が認められており、(宣言には明示していないが、日本側は、そのように理解するとした。)日本はあ、その条件のもとに降伏したのであり、無条件降伏ではないとの論も強い。
- (3) カイロ宣言の無条件降伏要求が、日本の和平の芽を摘み、戦争の長期化を齎したとの意見もある。
- (4) ソ連による抑留や北方領土占領は明らかに、ポツダム宣言に違反している。ソ連は、対日参戦と同時にポツダム宣言に署名している。
- (5) 独は明らかに国家として無条件降伏して国家そのものが消滅したが、日本は国体護持をも認められ、間接統治を受けたとはいえ国家は継続したという相違がある。

* 無条件降伏論の呪縛から脱却すべきだ。

(第百九十四話 了)